

尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成28年3月28日 午後4時00分～午後5時58分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 委員長	濱田英世
職務代行者	磯田雅司
委員	岡本元興
委員	仲島正教
教育長	徳田耕造

3 出席した事務局職員

教育次長	中川一
管理部長	尾田勝重
学校計画担当部長	舟本康弘
施設担当部長	富永謙一
学校教育部長	西川嘉彦
社会教育部長	吉田淳史
企画管理課長	牧直宏
幼稚園教育振興担当課長	中道直生
職員課長	井上潤一
学務課長	高木健司
歴博・文化財担当課長	益田日吉
中央公民館長	松田陽子
こども政策課長	森山太嗣

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第23号 尼崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第24号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第25号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第26号 尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第27号 尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第28号 尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第29号 尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

濱田委員長 次に、日程第2の「議事」移ります。
「議案第23号 尼崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。企画管理課長。

企画管理課長 それでは、議案第23号「尼崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」のご説明を申し上げます。お手元の資料11ページをお開きください。
本規則につきましては、教育委員会及び教育委員会事務局並びに教育委員会の所管に属する教育機関の公印について、必要な事項を定めるものでございます。今回、平成27年7月より本市におきまして、「尼崎市公共施設予約システム」が稼働し、全庁的に活用を進めているなか、公民館施設の利用におきましても、平成27年10月より「公共施設予約システム」で施設の空き状況、予約などを行えるようになっておりますが、現在、紙ベースで発行しております公民館利用許可書をシステムによる自動発行の準備を進めるため、規則の整備を行うものでございます。現行の公民館利用許可書には、資料13ページの右下の公印を印影印刷した用紙を使用しておりますが、今後、公民館利用申請書から許可書まで本システムで出力した許可書には、資料14ページのように、「尼崎市教育委員会教育長之印」の電子公印が必要となります。そのため、資料12ページの新旧対照表に記載のとおり、本規則第13条第1項において、電子計算機に記録できる公印を「尼崎市教育委員会之印に限る」としておりましたが、今回、そこに「尼崎市教育委員会教育長之印」を追加するものでございます。
以上で、議案第23号「尼崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 システムはいつから変わるのか。

中央公民館長 システムは昨年10月よりすでに導入しており、予約などはシステムを利用して行うことができます。今回の規則改正により公印をシステムに取り込み、申請書や許可書もシステムより出力できるようにします。運用の準備ができ次第、開始していきたいと考えております。

濱田委員長 システムを利用した予約方法を教えてほしい。

中央公民館長 事前に団体等の情報を登録いただき、その際に発行されるID番号を使って利用することができます。ID番号を持っていれば携帯電話やご自宅のパソコンからでも予約することができます。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第23号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第23号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第24号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 15ページの議案第24号『尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則』につきまして、ご説明をさせていただきます。
この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事項と教育長に委任する事項について整理し、定めたものでございますが、平成28年4月1日付けで、地方公務員法などの法律の改正や教育委員会の附属機関の新設が予定されていることなどを機に、現行の規定を見直したところ、権限や文言を整理する必要を認めましたことから、このたび規則改正を行うものでございます。
主な改正内容といたしましては、まず、18ページの新旧対照表の中段に記載のとおり、社会教育委員、公民館運営審議会委員、スポーツ推進審議会委員、子ども・子育て審議会委員の委嘱や解嘱は、現在も教育委員会の権限としているところですが、それらに加え、平成28年4月1日から新たに設けられるいじめ問題対策審議会の委員の委嘱などについても、教育長には委任せず、教育委員会の権限とするとともに、これまでは教育長に委任してきた文化財保護審議会の委員の委嘱や解嘱についても、他の附属機関との整合性から、新たに教育委員会の権限事項に加えるものでございます。また、同じページの中下段には、教育委員会の権限事項として、様々な法律を引用した規定を新たに複数設けておりますが、地方自治法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の権限について、現行のあいまいな表現を明確化させるとともに、平成28年4月1日付けで改正される行政不服審査法と地方公務員法に関するもののうち、特に重要なものとして教育委員会の権限として整理するべきものを新たに設け、また、新たな教育委員会制度のもと、教育長に対する教育委員会のチェック機能を高める観点により、新たな規定を整備しているものでございます。
一方、今般、教育委員会の権限事項を追加することに伴って、反対に、儀礼的になっている事務を教育長の権限に改めることとし、19ページの中段に記載のとおり、毎年度4月1日付けの人事異動の際に、業務に支障をきたさないよう、平成24年度から

辞令書の交付を一部省略していますが、そうした辞令書の交付を省略するために必要な訓令の制定については儀礼的と認められることから、この際、教育長の専決事項として改めようとするものでございます。これらの施行期日は、法改正などに合わせ、原則的には平成 28 年 4 月 1 日を予定いたしておりますが、辞令書の交付の省略に関する訓令の権限に関しては、この 4 月 1 日付けの人事異動に係るものから反映させるため、公布の日からとさせていただきます。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 この改正は全国的なものなのか。尼崎市単独のものなのか。

職員課長 各市でいろいろな審議会を設置しているが、どこまでを教育長の権限とするかは、教育委員会の判断で決めています。尼崎市としては、法に基づいて設置されている審議会については、教育長に委任せず、教育委員会の権限とするように整理しております。

磯田委員 地方によって様々なのか。

職員課長 そのとおりです。各教育委員会の考え方の違いによるものですが、教育委員会の権限にしている都市が多いかと思えます。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第 2 4 号」を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第 2 4 号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第 2 5 号、第 3 3 号及び、第 3 5 号」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。
提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 1 月の定例会においてもご説明させていただきましたとおり、平成 28 年度から教育次長を 2 人体制にするとともに、学校運営部の新設を主とした組織改編を行います。そのことに伴いまして、事務の分掌や分担、また、事務処理に関する規定を変更

することや新たな規定を設ける必要が生じておりますことから、それらにつきまして合わせてご説明し、一括してご審議をお願い申し上げるところでございます。

始めに、20 ページの議案第 25 号『尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則』につきまして、ご説明をさせていただきます。これらの規則は、事務局の内部組織の事務の分掌や処理に関して定めたものでございますが、今般の事務事業の執行体制の変更に伴いまして改正を要すること、また、各課の役割の明確化や法令の規定などに合わせた文言整理を行う必要を認めましたことから、このたび規則改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、30 ページの新旧対照表の中段にございますとおり、学校運営部と学校教育部、また、それらの部に属する課の規定を整理するとともに、その下、教育次長に関する規定の整備をいたしております。また、次のページからは各課の分掌事務の変更点を掲載しておりますが、31 ページ中段に記載の子ども・子育て支援新制度関係事務は幼稚園教育振興担当から学務課に移管することから削除を、下段の職員課の部分は法改正などに合わせた規定の整備を行っております。また、その次のページは新設する学校運営課の分掌事務を定めておりますが、この課には、現在は学務課が所管する学校配当予算関係事務や学校計画担当が所管する適正規模・適正配置推進事業、その他円滑な学校運営に資するための取組みを担っていただきますことから、それらの役割を明確にするよう文言を整備いたしております。その下と次のページには学務課の分掌事務に関する規定がございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、学校配当予算関係事務は学校運営課に移管することからそれらの規定を削除するとともに、一方、子ども・子育て支援新制度関係事務は幼稚園教育振興担当から学務課に移管し、事務局内でその事務の一元化を図りますことから、規定を追加しているものでございます。その下以降 36 ページまでは、残りの課の分掌事務を規定いたしておりますが、学校保健課に関しましては、学校教育部から学校運営部へと所属が変更になることに伴うものや、現行の役割を明確にするための規定の整理、学校教育課に関しましては、新たに設けられる附属機関に係る規定の追加を行っているものでございます。37 ページからは、教育総合センターや各社会教育施設の事務の分掌などを規定した規則の新旧対照表となっておりますが、この規則につきましては、組織体制の変更ではなく、法律や条例に合わせた文言整理などを行っているものでございます。なお、39 ページに『尼崎市教育委員会職員の職名等に関する規則』の新旧対照表を付しておりますが、これは、今般の事務分掌規則の改正の影響を受けて、引用条項の変更を行っているものでございます。

続きまして、99 ページの議案第 33 号『尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程』につきまして、ご説明申し上げます。この規程は、教育次長が 2 人体制になることに伴い、その役割を明らかにするために新たに制定する必要を認めたものでございます。主な内容といたしましては、議案書中段に記載のとおり、新たに任命することとなる高見教育次長が、企画管理課や職員課、施設課が属する管理部と、社会教育課やスポーツ振興課、中央図書館、公民館が属する社会教育部を所管するとともに、同じく新たに任命することとなる西川教育次長が、学校運営課、学務課、学校保健課が属する学校運営部と、学校教育課や教育総合センターが属する学校教育部を所管することを

規定するものでございます。なお、その下にございますとおり、学校教育と社会教育の連携に関する事務や重要施策などに関する事務は、両教育次長が共同して担任することといたしております。

続きまして、104 ページの議案第 3 5 号『尼崎市教育委員会事務局事務処理規程及び尼崎市教育委員会事業所処務規程』につきまして、ご説明申し上げます。これらの規程は、各役職の職責や権限など、事務処理を進める上で必要なことがらを定めたものでございますが、先にご説明させていただいたものと同様に、教育次長が 2 人体制になることや、組織改編などに伴い、規定の整備を行う必要を認めましたことから、このたび改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、117 ページの新旧対照表の下段及びその次のページの上段に記載のとおり、教育長が不在のときの教育次長の代決や教育次長が不在のときの代決について規定を改めるとともに、123 ページ及び 124 ページの中下段のとおり、組織改編に伴う規定の整備、その他、市長事務局の各役職者の職責との整合性を勘案し、この際、権限や文言の整理を行っているものでございます。

なお、最後になりましたが、これらの施行期日は全て、平成 28 年 4 月 1 日としております。

簡単ではございますが、以上で、事務事業の執行体制の変更に伴う規則と規程の改正や新設の内容についてご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 資料 99 ページの規程の中の事務分担の箇所に次長の名前が入っているのですね。

職員課長 尼崎市には副市長が 2 名おりますが、副市長の個人名を入れて事務分担を規定していますので、次長も同様の形としています。もちろん、次長が変われば規程を変える必要があります。

岡本委員 学校運営部ができることで、学校教育部はどうなるのか。学校運営部との違いは何か。

職員課長 学校教育部は、学務課を筆頭課として学校教育課、学校保健課で構成されていましたが、学務課を学校運営部に移します。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

「議案第 2 5 号、第 3 3 号及び、第 3 5 号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員

異議なし

濱田委員長

異議なしと認めます。

よって、「議案第25号、第33号及び、第35号」は、原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長

続いて、「議案第26号及び、第27号」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。

提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長

議案第26号「尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則について」、同第27号「尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則について」につきまして、一括してご説明申し上げます。

それでは、議案第26号「尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則について」につきまして、議案書の44ページの新旧対照表をご覧ください。まず、改正理由でございますが、勤務を要しない日及び休日のみを支給対象としております管理職員特別勤務手当について、国に準じて平日深夜、午前0時から午前5時までの間、についても対象とするよう、尼崎市職員の給与に関する条例の改正を行ったところでございますが、当該条例改正に伴い、規則にて定めることとした事項等について規定するものでございます。主な改正内容を2点ご説明申し上げます。1点目は、手当の支給対象となる勤務1回の取扱いの規定でございます。校長、園長又は教頭が臨時又は緊急等の必要により、3時間以上当該勤務に従事した場合を基本とし、その詳細については別途要綱にて定めるものでございます。2点目は、手当の額でございます。勤務を要しない日等に当該勤務に従事した場合、現行規定では、校長に対する手当額を6,000円、園長又は教頭に対する手当額を4,000円としておりますが、現行の国の額に準じて、本市校長の支給額を7,000円に、園長又は教頭の支給額を6,000円に改定するものでございます。なお、割増規定、通常の額に100分の150を乗算、を適用する場合でございますが、勤務を要しない日等に当該勤務で6時間を超えて従事する場合を対象とすることを基本とし、その詳細については別途要綱にて定めるものでございます。校長は10,500円、園長又は教頭は9,000円でございます。次に平日深夜に勤務した場合でございますが、勤務を要しない日等の勤務と同様に、国の額に準じて、校長を3,500円、園長又は教頭を3,000円といたします。また、勤務を要しない日等から平日にまたがる勤務がございますが、勤務を要しない日等における勤務が1時間以上の場合は、勤務を要しない日等の取扱いと同様に、1時間未満の場合は、平日深夜の取扱いと同様にいたします。

続きまして、議案第27号「尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則について」につきまして、ご説明申し上げます。議案書の48ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容は、地方公務員法の改正に合わせ、現在「職務の級」としている文言を「等級」に改めるものでございます。

これらの施行日につきましては、平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。
- 濱田委員長 夜中に勤務するのは例えばどのような時か。
- 職員課長 災害対応時や学校の窓ガラスが割れるなどの事件が起きた時などが想定されます。
- 濱田委員長 その対応は「勤務」になるのですね。
- 職員課長 今までも平日の夜間に対応することはあったが、手当の支給対象になっていませんでした。
- 仲島委員 国の基準に準じているので仕方がないが、責任の重さが違うので、校長と教頭の支給額にもう少し差をつけてあげてほしいと思う。
- 濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第26号及び、第27号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
- 教育委員 異議なし
- 濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第26号及び、第27号」は原案のとおり可決いたしました。
- 濱田委員長 次に、「議案第28号、第29号、第30号、第31号及び、第32号」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。
提案理由の説明を求めます。幼稚園教育振興担当課長及び学務課長。
- 幼稚園教育振興担当課長 議案書50ページをお願いいたします。ただいま一括議題となっております、議案第28号から同第32号までの5件につきまして、順次、提案理由のご説明を申し上げます。今回ご提案させていただいております5件の規則改正案及び廃止案につきましては、本年1月の教育委員会定例会で議決をいただきました、暫定幼稚園3園の廃止と合わせ、尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例と授業料等徴収条例の整理につきまして、3月3日の市議会で可決されましたことから、関係いたします規則に関し、それぞれ所要の整備を行うものでございます。
最初に、50ページの議案第28号「尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則」に

つきましては、「尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例」を当該園則の上位法に位置付け、条例の施行について必要な事項を定めるとともに、「尼崎市立学校授業料等徴収条例」の廃止に合わせた同条例施行規則の廃止に伴い、当該規則に規定している内容を改めて本園則に規定しようとするものでございます。主な改正内容でございますが、59 ページ新旧対照表の第10条にございますように、これまで、園の保育開始の時刻は園長が定めると規定していたものを、開園時刻を「午前8時30分」、閉園時刻を「午前12時又は午後2時30分」と規定いたします。また、現行の園則において規定しております61 ページの新旧対照表の旧第17条に定めている園児の休園手続に関しましては、現在、「傷病の理由により園児を休園させようとするときは、休園願に医師の診断書を添付のうえ園長に提出して、その許可をうけなければならない」旨規定しておりますが、園の管理運営の実態上、園長と保護者は日々顔を合わせ、連絡を取り合える状況下にありますことから、当該規程を本園則から削除いたします。また、これに伴いまして、復園の手続に関する規定も削除いたします。その他、現行の園運営に則し、文言の整理等を行うものでございます。

次に、68 ページの議案第29号「尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、次の69 ページの新旧対照表に記載しておりますように、現在、幼稚園の休業日を現行規則において、具体的に規定しているところでございますが、これを園則の定めるところといたします。その他、園則の一部改正に伴う条ずれ等に対し、所要の整備を行うものでございます。

ここで、学務課長と交代させていただきます。

学務課長

それでは、議案第30号「尼崎市立高等学校学則の一部を改正する規則」について、議決を求めるものでございます。お手元の資料78 ページをお開き願います。変更点が多いことから、新旧対照表に沿って、主な改正点のみ、順を追ってご説明させていただきます。まず、左側半分の改正後にあります第1条は、「尼崎市立高等学校の設置及び管理に関する条例」の施行に基づいて必要な事項を定めるものであると、根拠条例を明確にし追記しております。次に、79 ページでございます、改正後の第8条には、「開校時刻等」を記載しております、学校・園に限らず、公共施設のすべてにおいて、設置及び管理規則には、開場、開校、そして閉館、閉園など、利用時間をいつからいつまでと定める必要があるため、この度、学校の実態を踏まえて開校時刻等を記載しております。次に、改正後の第12条「入学の資格」から、83 ページに飛びまして、第22条「休学」までは、条文の番号がずれたことから、若干の文言修正を行いながら記載いたしております。次に、同じく83 ページの右側にある現行の第22条「出席停止」につきましては、伝染病等によるもので、似通った条文が「尼崎市立高等学校の管理運営に関する規則」第13条中にも記載されていることから、削除したものでございます。次に、同じく83 ページ下にあります、第23条「再入学」から、少し飛びまして85 ページ下にあります、第31条「入学料の徴収」までは、条文の番号がずれたことにより、若干の文言修正を加えながら記載いたしております。次のページ、86 ページ上の改正後、第32条「授業料の徴収」から、91 ページ、第35条「届出」までは、このあと、議案第32号でおはかりする予定の「尼崎市立学校授業料等徴収

条例施行規則」に記載されております、授業料等に関する条文でございます、「尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則」を廃止した上で、この「尼崎市立高等学校学則」に関係条文を集約しようとするものでございます。なお、付則に記しておりますとおり、平成 28 年 4 月 1 日から施行予定でございます。

次に、議案第 3 1 号「尼崎市立学校の分校の名称及び位置に関する規則の一部を改正する規則」について、議決を求めるものでございます。それでは、お手元の資料 92 ページをお開き願います。この規則に関しましては、尼崎市立成良中学校琴城分校の名称、位置等を記した規則であります。その規則の文中に、「尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例」と、今年 2 月に改正されました旧の条例名称が記載されておりますことから、新たな条例名称に文言修正するもので、内容等については何ら変更はございません。付則に記しておりますとおり、平成 28 年 4 月 1 日から施行予定でございます。

次に、議案第 3 2 号「尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則を廃止する規定」を制定するについて、議決を求めるものでございます。お手元の資料 94 ページをお開き願います。この規則につきましては、幼稚園の保育料、高等学校の授業等と一緒に規定されている規則であることから、先ほどにも説明がありましたとおり、幼稚園の保育料は議案第 2 8 号で、高等学校の授業料等は議案第 3 0 号で、園則、高等学校学則、それぞれの規則で改正しようとしておりますことから、この議案第 3 2 号の同規則は廃止することについて、議決を求めるものでございます。付則に記しておりますとおり、平成 28 年 4 月 1 日から施行予定でございます。

説明は以上でございます。宜しくご審議賜りますよう、お願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 今まで幼稚園ごとに開園時間が様々だったが、今回の園則改正で、全園同じ開園時間となり、休業日については園ごとに決めることができるようになるのか。

幼稚園教育振興担当課長 今回の園則改正で、各園が必要であると認め、教育委員会の承認を得た日を休業日とすることができるようになるが、基本的には改正後も現行の園則の休業日を継続していくものと考えております。なお、各園ごとに、園長が特に必要であると認める日があれば、個別的に決めていくことになるかと思えます。

濱田委員長 夏休みや冬休みなどは市内で統一するのですね。

幼稚園教育振興担当課長 長期休業については、全園一体的なものとして考えておりますので、統一することとなります。

学務課長 補足させていただきます。資料 59 ページの第 1 0 条第 3 項の「園長は、特別の理由があると認めるときは教育委員会の承認を得て、開園時刻若しくは閉園時刻を変更し、又は臨時に幼稚園の全部又は一部の供用を停止することができる」との規定により、

この条文をもって、行事等にもなう休業日について、対応することになります。

仲島委員 市立高等学校の学則について、第8条で開校時刻について書かれているが、高等学校の開校時刻が決められることになるのか。

学務課長 規則上、開校時刻は午前8時から午後10時までと決めます。「尼崎市立高等学校の管理運営に関する規則」において、「校長の権限において、開校時刻を変更することができる」と規定しております。

仲島委員 小学校・中学校も同様なのか。

学務課長 同様です。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第28号、第29号、第30号、第31号及び、第32号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第28号、第29号、第30号、第31号及び、第32号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第34号、第39号及び、第40号」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。
提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 教育委員会と同様、平成28年4月1日付けで市長の内部組織の改編がございしますが、このことにより、地方自治法の規定に基づき行っている市長との協定の変更と、その協定に基づく規程の文言整理を行う必要を認めましたことから、このたびそれらの所要の改正を行うものでございます。

始めに、101ページの議案第34号『尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令』につきまして、ご説明をさせていただきます。

この規程は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長の内部組織に、尼崎市立美方高原自然の家に関する事務を補助執行させるにあたって必要なことがらを定めたものでございます。改正内容といたしましては、103ページの新旧対照表にございますとおり、これまでは、こども青少年局の職員に補助執行をさせておりましたが、組織改編により、こども青少年局が廃止されるとともに、その所管事務を引き継ぐこ

ども青少年本部事務局が新たに設けられることとなりましたことから、そのことに係る規定の整備、その他、所要の文言整理を行うものでございます。

次に、135 ページの議案第 39 号『予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定』につきまして、ご説明をさせていただきます。この協定は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の職員に補助執行させるために、市長と教育委員会との間で結んでいる協定でございます。変更内容といたしましては、新たに設けられることも青少年本部事務局が、現在は教育委員会事務局の分担となっている子ども・子育て支援新制度関係事務の一部を担うこととなったことから、136 ページの新旧対照表の下段に記載のとおり、当該規定を削除するとともに、その他所要の文言整理を行うものでございます。

続きまして、137 ページの議案第 40 号『尼崎市立美方高原自然の家に関する事務に関する協定の一部を変更する協定』につきまして、ご説明をさせていただきます。この協定は、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の内部組織の職員に補助執行させるために、市長と教育委員会との間で結んでいる協定でございます。変更内容といたしましては、先ほどにもご説明させていただきましたとおり、こども青少年局が廃止され、新たにこども青少年本部事務局が設けられますことから、次のページの新旧対照表に記載のとおり、こども青少年局という文言をこども青少年本部事務局に変更するための協定を結ぶものでございます。

最後になりましたが、これらの適用期日は全て、組織改編に合わせ、平成 28 年 4 月 1 日といたしております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 「こども青少年局」から「こども青少年本部事務局」に変わったことで、その本質はどのようにかわるのか。

職員課長 「こども青少年本部事務局」は、市長を本部長として、両副市長と教育長を副本部長、関係局長を構成員とする合議体です。今まではこども青少年局と教育委員会の間で組織が違うために円滑に進まない事象もありましたが、今回その組織を見直すことで円滑に進めることができるようにしたものです。

濱田委員長 これまでこども青少年局が行っていた事務は、引き続き、こども青少年本部事務局が行うのか。

職員課長 引き続き、こども青少年本部事務局が行います。

磯田委員 教育委員会からこども青少年本部事務局へ移行する事務はあるのか。

学務課長 関連する事業としては、子ども・子育て支援新制度関係事務であるが、こども青少年本部事務局へ移行するものではなく、連携を強くしていくものです。

磯田委員 こども青少年本部事務局から教育委員会に移される事務はあるのか。

学務課長 現在のところ、そのような事務はありませんが、幼保連携については、分け隔てなく、こども青少年本部事務局と一体となって取り組んでいくこととなります。

濱田委員長 利用者や保護者から見れば、どの局がどんな仕事を担っているということは関係ないので、分かりやすく、利用しやすいようになればと思う。

職員課長 子ども・子育て支援新制度関係事務については、こども青少年本部事務局と教育委員会にまたがっており、市民にとっては事務が錯綜している点もあるが、平成29年度にはワンストップサービスできるように平成28年度から調整していきたいと考えております。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第34号、第39号及び、第40号」を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第34号、第39号及び、第40号」を原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第36号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 129 ページの議案第36号『尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令』につきまして、ご説明をさせていただきます。
辞令式とは、職員の採用や昇任、配置換えなどの際に任命権者が発する辞令の形式を定めるものでございますが、平成28年4月1日を施行期日として地方公務員法が改正されることに伴いまして、このたび所要の文言整理を行うものでございます。改正内容といたしましては、次のページの新旧対照表に記載のとおり、昇任と降任の用語の定義が法律上で定められましたことから、法律を引用した規定に改めるとともに、その他所要の文言整理を行うものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

「議案第36号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第36号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第37号 尼崎市立高等学校処務規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 それでは、議案第37号「尼崎市立高等学校処務規程の一部を改正する訓令について」につきまして、議案書の132ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容は、尼崎市立高等学校の設置及び管理に関する条例が新たに制定されることになりましたため、規程中の文言を改めるものでございます。施行日につきましては、平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

「議案第37号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第37号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第38号 尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。幼稚園教育振興担当課長。

幼稚園教育振興担当課長 議案書 133 ページをお願いいたします。議案第 38 号「尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、平成 28 年 3 月 31 日をもって、博愛幼稚園、梅園幼稚園、富松幼稚園、武庫南幼稚園及び武庫庄幼稚園の 5 園を廃止いたしますのに伴い、当該規程別表中に定める同 5 園の名称及び文書記号を削除しようとするものでございます。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 廃園になる 5 園の幼稚園の閉園式はどうだったか。

幼稚園教育振興担当課長 今年度末に廃園となる 5 園については、卒園式に引き続いて閉園式を執り行いました。教育委員会事務局からは、卒園式に出席した課長または指導主事が、引き続き閉園式に出席しました。卒園式に出席された保護者や地域の方々も、引き続き閉園式にも出席いただき、スライドショーで幼稚園の歴史などを振り返ったり、園児たちが歌を披露してくれるなどして、式典は執り行われました。大きな混乱もなく、廃止を惜しんでいただいております。

濱田委員長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

「議案第 38 号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第 38 号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第 41 号 尼崎市指定文化財の指定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 お手元の資料 139 ページをお願いします。それでは、議案第 41 号「尼崎市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。

平成 27 年度の尼崎市指定文化財の指定につきましては、教育委員会 12 月定例会にてご報告させていただきましたとおり、尼崎市文化財保護条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、12 月 3 日付にて、尼崎市文化財保護審議会に諮問いたしておりましたが、去る 3 月 14 日に同審議会より答申をいただきました。これにより、尼崎市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、答申のあった指定候補物件を尼崎市指定文化財として指定することにつきまして、ご審議いただくものでございます。

それでは、答申いただきました指定候補物件についてご説明させていただきます。
指定の種別は、尼崎市指定有形文化財、指定番号「第 49 号」、名称は「豊臣秀次朱印

状」、員数は「1幅」、構造及び形式は「掛幅装、縦 22.7cm、横 108.7cm」、所有者の氏名は「尼崎市」、所在の場所は「尼崎市東七松町1丁目23番1号」でございます。

それでは、次ページの議案第41号説明資料、「平成27年度尼崎市指定文化財の指定について」をお願いします。指定候補物件『豊臣秀次朱印状』は、豊臣秀吉の甥、関白秀次が4月13日付けで出した命令書で、平成3年に尼崎市が歴史博物館資料として取得した古文書です。本文書の内容は「近衛が九州へ送られることになり、来たる15日に尼崎に船で着くので、尼崎から九州日向の細島、現在の宮崎県日向市、まで送る船3艘と水夫を尼崎で準備するように」というものです。冒頭の「近衛」とありますのは、前の左大臣、近衛信輔をさし、彼は、書にもひいで、後に「寛永の三筆」に数えられる近衛信尹のことです。近衛信輔は文禄3年（1594年）4月、秀吉の怒りをかい、薩摩坊津、現在の鹿児島県南さつま市、に流されますことから、この時に出された朱印状ということになります。信輔が書き残した日記によれば、彼は4月14日夜半に京都を出発して淀から川船に乗り、4月15日午後に尼崎に到着し、翌日、海船に乗り換えて九州へと向かっています。宛先は、秀吉の側近で検地の実施や朝鮮出兵時の船舶の手配などに手腕を発揮した、「石川」と書いて「いしこ」と読みますが、石川久五郎光元という、豊臣政権の実務官僚です。近衛信輔の薩摩配流は、秀吉の指図で関白秀次が実務を処理しており、秀次の側近の日記「駒井日記」には、その際に出された命令書が書き写されていますが、本文書はその原文書となります。このように、本文書は、安土桃山時代における尼崎の水運の具体的な様相を示すものであり、鎌倉時代以降、尼崎は淀川―神崎川の河川交通と瀬戸内海の海上交通の中継地として船舶の往来が盛んになりますが、安土桃山時代においても引き続きその機能が維持されていたことを示す貴重な資料であるといえます。また、これまでは日記に引用されるかたちでしか存在が知られていなかった朱印状の正文、原文書であること。さらに、発行者の秀次はこの翌年に謀反の疑いで高野山に追放され切腹しますが、この近衛信輔の薩摩配流事件は、豊臣政権に深刻な動揺を与えた秀次切腹事件と関連するとの指摘もあり、このような当時の政治的な事件に関わる資料として学術上の価値も高い資料であると評価いただいております。こうした理由により、尼崎市指定文化財として指定するにふさわしい物件として、このたび答申をいただきましたことから、本議案を上程させていただきました。なお、141ページに写真と読み下し文を、参考資料として、142ページ及び143ページに尼崎市指定文化財の一覧表、144ページから147ページに文化財保護審議会からいただきました答申書の写しを添付しておりますので、あわせてご清覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 この資料を入手する資金はどうしたのか。

歴博・文化財担当課長 資料取得基金にて購入しました。

- 濱田委員長 この資料を公開するような機会はあるのか。
- 歴博・文化財担当課長 5月に中央公民館でこの資料に関する講座を開くことを考えています。また、市報にも掲載します。夏に総合文化センターで開催される展示会にも出品する予定です。
- 濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第41号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
- 教育委員 異議なし
- 濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第41号」は原案のとおり可決いたしました。
- 濱田委員長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。
「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に係る最終答申について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。こども政策課長。
- こども政策課長 それでは、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」の策定に係る最終答申につきまして、「最終答申書」と記載のシート以降を使ってご説明申し上げます。この「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」につきましては、「最終答申書」に記載のとおり、市長と教育委員会の附属機関であります「尼崎市子ども・子育て審議会」に対し、昨年4月30日付けで市長と教育委員会委員長の連名でその策定を諮問し、本年1月25日の教育委員会1月定例会におきまして、ご報告させていただきましたとおり、1月14日付けで、同審議会から中間答申をいただき、それを踏まえ、市として「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」（素案）を策定したところでございます。素案策定後、1月22日から2月12日までの3週間、素案に係るパブリックコメントを実施したほか、2月4日から8日までの間、市民向けに素案の説明会を開催し、最終答申書策定まで、これまで審議会を部会として7回、全体会として4回、合計11回開催し、審議会として最終答申をまとめていただいたものでございます。
それでは、パブリックコメントの募集結果につきましてご説明いたします。素案に対しまして4人の方から7件のご意見をいただきました。寄せられたご意見の内容と、それに対する市の考え方をご説明申し上げます。No.1から順にご説明いたします。
No.1「多世代、異年齢との交流の場が少なくなり、孤立化して悩みを抱えている保護者も多いのではないかと思います。地域も含めて交流の場を拡げる各種の取り組みがあるものの、あまり知られていないように思うので、少しでも多くの人に参加できるように周知されると良いと思う」に対する市の意見としましては、[すでに盛り込み済み]であり、「これまでも子育て支援に関するサービスや子ども・子育て家庭を対象とした

イベント等の情報は市報やホームページをはじめとする各種媒体を通じて発信しているところであり、本計画においても一層の周知に取組んでまいります。」としております。次に、No.2「遊び場が少ない、特にボールを使ったりする場がなかなかないため、外で遊ぶ子どもが少ないのではないか。」に対する市の意見としましては、[すでに盛り込み済み]であり、「子どもの遊び場や居場所として、全ての公立小学校にこどもクラブがあり、また、青少年センターや7か所の地域の居場所を設置しています。こうした異年齢交流や安全に安心して過ごせる場所が、より多くの子どもに利用されるよう取組んでまいります。」としました。次に、No.3「不審者等による犯罪に対して、防犯カメラを設置することにより犯罪抑止につながると思うので、防犯カメラの設置箇所を増やしてほしい。」に対する市の意見としましては、[すでに盛り込み済み]であり、「街頭犯罪への対策として、可動式防犯カメラの設置や地域の防犯カメラ設置補助を行っているほか、未然防止の観点から地域における見守り活動の実施や防犯意識の啓発活動など、総合的に取組んでおり、今後も内容を拡充しながら取組みを進めてまいります。」としております。次のNo.4およびNo.5は携帯電話・スマートフォンの使用に対するご意見でした。No.4は「携帯電話やスマートフォンの使用に際して、特に小中学生の使用については、家庭で使用ルールなどを定めたうえで所持させることが必要であると思う。」、No.5「各学校のPTA等では、保護者を対象に携帯電話やスマートフォンに関する講習会を開催しているが、子どもたちに直接学ばせる機会があればよいと思う。」に対する市の意見としましては、[すでに盛り込み済み]とし、「昨今のインターネット環境の急速な普及により、子どもの携帯電話やスマートフォンの所持率は年々増加しており、コミュニケーションツールとして高い利便性がある一方、長時間使用による弊害なども指摘されています。現在、携帯電話やスマートフォンの適切な利用方法や利用時間など、子どもの使用に関するルールや約束を家庭で定めることを啓発するための保護者に向けた取組みや、子どもに対する情報モラル教育の取組みを各学校で行っており、引き続きこうした取組みを進めてまいりたいと考えております。」としました。次に、No.6「いじめについて、深刻な事案に関しては警察がすぐに介入できるようになってほしい。」に対する市の意見としましては、[その他]とし、「本市では、平成28年1月に策定した「尼崎市いじめ防止基本方針」において、基本理念として、いじめの問題は地域社会全体で連携して対応していくものとし、また、いじめの防止等に関する基本的な考え方として、家庭、地域及び関係機関（警察を含む）は、学校だけでは対応できない事案の場合、学校と連携・協力する必要がある旨を規定しております。」としました。最後に、No.7「子どもの育ちと幼児教育の方向性をしっかりと考えていくことが、今の大人の責任であると思う。」に対する市の意見としましては、[その他]とし、「本市では、平成26年12月に「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を策定し、その中で「尼崎市の就学前の教育・保育において重視すること」を定めております。本計画におきましても、この考え方に沿った取組みを進めてまいります。」としました。

次に、中間答申から最終答申への変更点につきまして、ご説明申し上げます。この計画は、本市の再上位計画であります総合計画との整合を図る観点から、計画の施策の方向性は総合計画における施策の展開方向に対応した体系としており、総合計画の施

策評価システムを活用してP D C Aサイクルを推進する予定としております。目標1から3までの施策に関連する指標の一覧表でございますが、中間答申では子ども・子育て支援に関連する主な目標指標を記載しておりましたが、総合計画との関係性をより高めるため子ども・子育て支援に関連する全ての目標指標を記載したところでございます。以上が中間答申からの変更点でございます。今後につきましては、この最終答申を受け、これを市の計画（案）とし、先週3月25日の政策推進会議を経て、市長までの決裁行為にて成案化し、公表していくものとしております。

以上で「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」の策定に係る最終答申の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

濱田委員長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 「目指す方向」にアンケート結果により算出されたものがあるが、毎年アンケートを実施するのか。

こども政策課長 そのようになると思います。何らかの形で指標を算出し、P D C Aサイクルしていきたいと考えております。

濱田委員長 アンケートの対象者は誰になるのか。

こども政策課長 小・中学生は全国学力・学習状況調査の結果より算出しており、幼児は幼稚園・保育所を通じた保護者向けアンケート結果より算出しています。

濱田委員長 アンケートを実施しなければ方向性が見えてこないため、実施し続けてほしい。アンケート等により保護者の感じている実際をP D C Aサイクルに盛り込んでほしい。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

濱田委員長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。

企画管理課長 教育委員会3月定例会報告事項について、平成28年2月22日から本日3月28日までの主要行事および4月の主要行事予定を報告します。

(総務関係)

2/22 2月市議会定例会

～3/25 ・2/26 文教委員会

・3/3 本会議（委員長報告、採決等）

・3/4、7 本会議（代表質疑）

・3/8～10 予算特別委員会（3/8 第1分科会）

- ・ 3/15～18 予算特別委員会（分科会報告、総括質疑）
- ・ 3/23 予算特別委員会（意見表明、採決）
- ・ 3/25 本会議（委員長報告、採決等）
- 2/23 第22回政策推進会議
（オープンデータの推進について ほか）
- 3/14 第23回政策推進会議
（尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（素案）に対する市民意見公募
手続の結果について ほか）
- 3/23 教育委員会臨時会
- 3/25 第24回政策推進会議
（あまがさきし地域福祉計画の改定にかかる「基本情報」及び「政策形成
プロセス計画書」の公表について ほか）
- 3/28 教育委員会3月定例会

(学校教育関係)

- 2/26～ 卒業式
 - ・ 2/26 市尼高・双星高
 - ・ 3/4 養護学校(高)
 - ・ 3/5 琴浦高・
 - ・ 3/11 中学校・養護学校(小・中)
 - ・ 3/17 幼稚園
 - ・ 3/22～23 小学校
- 3/5～25 閉園・閉校式(卒園・卒業式)
 - ・ 3/5 城内高
 - ・ 3/6 尼工高
 - ・ 3/17 博愛幼・梅園幼・富松幼・武庫南幼・武庫庄幼
 - ・ 3/25 若葉小・西小・若草中・小田南中・啓明中

(社会教育関係)

- 3/28 スポーツ特別賞・スポーツ賞表彰式
 - 【スポーツ特別賞 受賞者】
居林 優衣さん、佐々木 晟人さん、本田 美波さん、増田 健人さん
 - 【スポーツ賞 受賞者】
亀沖 未来さん、鈴 香代子さん

(4月主要行事予定表)

- 4/5 第1回政策推進会議
教育委員会始業式
- 4/7～11 入学式・入園式
- 4/20 第2回政策推進会議
- 4/21・22 近畿都市教育長協議会定期総会

4/25 教育委員会 4月定例会

報告は以上です。

濱田委員長 報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

濱田委員長 続きまして、ご報告をさせていただきます。

まず、3月25日、尼崎市議会本会議におきまして、新教育委員会制度への移行のため、徳田教育委員の辞任に伴い、新たに新教育長として徳田教育長の任命について同意がありました。ついては、平成28年4月1日付けで新教育長として徳田教育長が任命されることになりました。よろしく申し上げます。

徳田教育長 これまでも様々な場面でご支援いただきまして、ありがとうございました。今後ともご支援賜りますよう、よろしく願いいたします。

濱田委員長 また、新教育委員会制度への移行となることから、教育委員長と委員長職務代行者の職は、3月31日付けで解職となることをお知らせします。

濱田委員長 続きまして、このたび、3月31日をもって、16年という長きにわたり、教育委員として、また教育委員長としても在任していただいた岡本委員が任期満了に伴い退任されることとなりました。教育委員会をさまざまな場面で支え、尼崎の教育に多大なご尽力いただきました。本当にありがとうございました。

濱田委員長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、尼崎市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

(閉会 午後5時58分)

尼崎市教育委員会3月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。